総第4676号1

令和８年１１月

入札の注意点について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび貴社に、工事の指名通知をさせていただきましたが、下記項目に注意をしていただき、入札にご参加をお願いします。

記

１　入札金額は消費税抜きの金額で記載してください。

なお、本入札における、予定価格(予算額等を含む)、指名業者及び指名業社数については、入札後の公表となります。

２　入札金額の根拠として、積算内訳書を入札書と一緒に提出していただきます。

したがいまして、入札金額と積算内訳書の金額(消費税抜き)は、同額となります。この入札金額と積算内訳書の金額が同額でない場合は失格となります。

会社名、工事名を記入し、押印してください。(自社独自様式でも結構です。)

この積算内訳書が無い場合は、入札が無効となります。

３　設計書など積算資料は、琴浦町ホームページからダウンロードができます。トップページの「入札情報」をクリックします。遷移したページに表示される入札案件の「積算資料」をクリックすると積算資料がダウンロードできます。

また、図面をご希望されます方は、閲覧場所においてコピー(有料)いたします。図面のコピーは予約制ですのであらかじめ、閲覧場所となる担当課にご連絡ください。

琴浦町ホームページＵＲＬ　https://www.town.kotoura.tottori.jp/

４　入札金額が全て予定価格を上回った場合、または最低入札金額が複数あった場合は、再度入札を行います。

再度入札を含めた入札の回数は３回までとします。

３回目の入札で最低入札価格が複数あった場合は、くじをもって決定します。

５　琴浦町財務規則第１２９条で定める**最低制限価格**は下記のとおり設定しています。

【（１）～（４）の費目の合計額】
（１）　直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額
（２）　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
（３）　現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
（４）　一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額
※合計額の上限及び下限：予定価格の10分の9.2から10分の7.5まで
千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額

最低制限価格と同一価格の入札は有効、最低制限価格を下回った場合は失格となります。

６　予定価格が２００万円を超える工事につきましては、契約保証金引き上げ等の基準となる保証金等引上等基準価格を設定しております。

７　入札時間が早まる傾向にあります。なるべく早めに入札会場へ参集してください。また、入札を辞退する場合、かならず事前に辞退届を提出してください。無断欠席の場合、次回以降の指名を行わないこともあります。

◆辞退届提出先　琴浦町役場本庁舎　総務課　施設管理室(琴浦町大字徳万　591 番地　2)

８　本入札の結果、琴浦町が発注する同一工種の工事の受注件数が２件に達し、同日引き続き入札がある場合、次の入札参加を認めないものとします。なお、後日同一工種の入札が予定されており、その入札日までに受注件数が２件に達した場合も同様に参加を認めないものとします。

※その他につきましては、入札通知書をご覧ください。

※また、入札書・契約書等の書式につきましては、琴浦町のホームページに掲載をしております。ダウンロード等ご活用ください。

※入札質問書の提出は、入札日の３日前(休日を除く)までにお願いします。